

新型コロナウイルス感染症対応

朝倉市事業実施一覧

～ コロナ禍からの回復に向かって ～

福岡県朝倉市

令和5年6月24日現在



～目 次～

- 1 感染拡大防止・地域医療の維持（対象：市民）・・・P 3
- 2 税制上の措置・保険料の減免（対象：事業者、市民）・P 8
- 3 生活支援（対象：市民）・・・P10
- 4 中小企業等支援（対象：事業者）（消費喚起）・・・P15
- 5 農業支援（対象：農業生産者等）・・・P25
- 6 子育て支援（対象：子育て世代）・・・P28
- 7 教育支援（対象：小中学校の児童生徒・市内高校）・・・P34
- 8 地域公共交通の維持・確保（対象：交通事業者）・・・P36
- 9 特別定額給付金（対象：市民）・・・P37

長期化するコロナ禍においても市民の生活をまもり、地域経済の活性化を強力に推進するため、朝倉市の実情に沿う施策を実施します。

感染拡大防止を徹底しながら、経済的な影響が大きい商工事業者や農業生産者、家計負担等への支援を行いつつ、経済活動の回復を進めるための観光振興や、朝倉の未来を担う子どもたちの教育環境の整備等も併せて実施します。



1 感染拡大防止・地域医療の維持（対象：市民）

（1）新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルスワクチン接種について、国の方針に基づき実施します。

詳細については、随時お知らせしていきます。

＜担当＞新型コロナウイルスワクチン接種対策室
コールセンター
TEL0570-066-070



（2）市税等のキャッシュレス・コンビニ納付導入

キャッシュレス決済やコンビニエンスストアで、密を避け接触も少なく市税等の納付ができるようになりました。（令和4年4月1日開始）

＜担当＞各担当課

1 感染拡大防止・地域医療の維持（対象：市民）

（3）地区コミュニティの感染防止対策支援

各地区のコミュニティ活動における感染防止対策を支援します。

＜担当＞ふるさと課 TEL0946-28-7604

（4）住民健診・乳幼児健診

適切な時期に安全に健診を受けられる環境を整えます。

＜担当＞健康課 TEL0946-22-0399

（5）電子図書館サービス

コロナ禍において、市民が安心して読書を楽しめるように、電子図書館サービスを導入しました。インターネットを通じて、ご自分の都合の良い時間、場所で電子書籍の貸出・閲覧ができます。

＜担当＞朝倉市中央図書館 TEL0946-22-3059

1 感染拡大防止・地域医療の維持（対象：市民）

（6）公開型避難支援マップ

災害時の避難に際し、開設している避難所や避難人数をインターネット上で公開し、密にならない避難所を選んだり、避難所までのルート検索ができるように情報を発信します。

＜担当＞防災交通課 TEL0946-28-7556

（7）避難所感染症対策

市民のいのちを守るため、密を避ける環境をつくるなど感染拡大防止策を徹底し、安全な避難環境を整えます。

＜担当＞防災交通課 TEL0946-28-7556

（8）公共施設、市立小中学校・公立保育所・公園等の感染防止対策

多くの市民が利用する公共施設等の感染防止対策を実施します。

＜担当＞施設管理担当課

1 感染拡大防止・地域医療の維持（対象：市民）

（9）公共施設等でのW i - F i 環境整備

- 多くの市民が利用する公共施設の感染防止対策を目的に、オンライン会議
・研修等が実施できるW i - F i 環境を整備します。

＜利用可能施設＞総合市民センター	TEL0946-22-0001
朝倉地域生涯学習センター	TEL0946-52-1112
杷木地域生涯学習センター	TEL0946-62-0175
各地区コミュニティセンター	（令和4年度整備予定）

（10）医療機関の感染防止対策支援《事業終了》

市内医療機関が行う感染防止対策の一助としてマスク、消毒液を配布しました。

＜担当＞健康課 TEL0946-22-8571

1 感染拡大防止・地域医療の維持（対象：市民）

（1 1）休日夜間急患センター支援《事業終了》

地域医療を支える休日夜間急患センターを維持し、コロナ禍でも市民が安心して医療が受けられるように、筑前町、東峰村と協調して支援しました。

＜担当＞健康課 TEL0946-22-0399

（1 2）インフルエンザ予防接種助成《事業終了》

季節型インフルエンザの予防接種を支援しました。

＜対象＞令和2年度・65歳以上の方（要件によって60歳以上）：無料

・妊婦：3,000円助成

令和3年度・妊婦：3,000円助成

＜担当＞健康課 TEL0946-22-8571

2 税制上の措置・保険料の減免（対象：事業者、市民）

（1）国民年金保険料の免除

所得が相当程度下がった場合、臨時特例措置として、申請により保険料が免除される場合があります。

＜担当＞保険年金課 TEL0946-28-7561

（2）介護保険サービス利用負担の減免

介護保険サービスを利用している世帯の本年中の見込所得が、前年の所得より著しく減少した場合、利用者負担が減免される場合があります。

＜担当＞介護サービス課 TEL0946-28-7586

（3）国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

申請により支払いの一部が免除される場合があります。

①世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯

②世帯主の事業収入等が大きく減少する見込みで、一定条件を満たす世帯

＜担当＞保険年金課 TEL0946-28-7558

2 税制上の措置・保険料の減免（対象：事業者、市民）

（4）介護保険料の減免

申請により支払いの一部が免除される場合があります。

- ①主に世帯の生計を維持する人が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②主に世帯の生計を維持する人の事業収入等が大きく減少する見込で、一定条件を満たす世帯

＜担当＞介護サービス課 TEL0946-28-7585

（5）市県民税申告期限の延長《受付終了》

令和2年分の期限延長受付を行いました。

＜担当＞税務課住民税係

TEL0946-22-1111（内線160、162）



（6）固定資産税の軽減申告《受付終了》

中小事業者等の固定資産税の課税標準の軽減申告を受付けました。

＜担当＞税務課資産税係 TEL0946-22-1111（内線158、166）

3 生活支援（対象：市民）

（1）人権に関する相談窓口

感染者や関係者に対する誹謗中傷、偏見、差別行為から、あなたや大事な人の人権を守るための相談窓口です。

＜担当＞人権・同和対策課 TEL0946-52-1174

（2）DV等の相談窓口

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、外出の自粛や休業・休校等に
伴い、DVなどのリスクが高まることが懸念されます。ひとりで悩まず
ご相談ください。

＜担当＞男女共同参画センターあすみん TEL0946-62-3375

（3）健康づくり・フレイル予防動画配信

健康づくりやフレイル予防に関する動画を作成しました。
市の公式YouTube等でご覧いただけます。

＜担当＞健康課・介護サービス課 TEL0946-22-1111

3 生活支援（対象：市民）

（4）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金《受付終了》

生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

＜対象＞

- ①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②令和3年1月1日～令和4年9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員の年収見込額が住民税非課税世帯相当の水準に下がった世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯は該当しません。

＜担当＞福祉事務所住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当

TEL0946-28-7609

※その他、詳細は、広報紙、市ホームページ等で順次お知らせします。

3 生活支援（対象：市民）

（5）住居確保給付金《受付終了》

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある市民の方に、住居確保給付金を支給します。

＜担当＞福祉事務所 TEL0946-22-1111（内線122）

（6）住宅に困窮する方への市営住宅の一時提供《受付終了》

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により、住居にお困りの方へ市営住宅を一時的に提供します。

＜担当＞都市計画課 TEL0946-28-7582

（7）緊急雇用創出《事業終了》

新型コロナウイルス感染拡大の影響により離職を余儀なくされた方や、内定取消となった方等を、市会計年度任用職員として雇用しました。

＜担当＞人事秘書課 TEL0946-28-7592

3 生活支援（対象：市民）

（8）朝倉市宿泊施設割引券発行事業～あさくら近泊ノススメ～《事業終了》

コロナ禍による不要不急の外出自粛で旅行や移動を制限されているなか、市民及び市内に勤務・通学する方に、市内の観光施設の魅力を改めて感じてもらいながらリフレッシュして頂けるよう、宿泊等のクーポン券を販売しました。

＜クーポン券＞宿泊・日帰り割引クーポン券
（10,000円分を5,000円で販売）

タクシー・買物共通クーポン券
（2,000円分を1,000円で販売）

＜申込期間＞ 令和3年8月 1日～令和3年11月21日

＜利用期間＞ 令和3年9月10日～令和3年12月31日

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-52-1428



3 生活支援（対象：市民）

（9）朝倉市の魅力体験事業《受付終了》

《令和3年度：事業終了》

《令和4年度》市内の小中学生が、市内の体験型観光施設による体験メニューを通じて地元の魅力を体験してもらえるように、クーポン券（2,000円分）を無料配布します。

＜申込期間＞令和4年7月21日～令和4年 9月30日

＜利用期間＞令和5年7月21日～令和4年11月30日

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-52-1428



4 中小企業等支援（対象：事業者）

（1）エネルギー価格高騰対策中小事業支援事業

コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受ける事業者を支援します。

＜支援金額＞令和4年1月～10月までの任意の連続する3か月の
光熱費及び燃料費の合計額から、前年同期間の合計額
を差し引いた額の1/2

※1事業者あたり：上限30万円

＜申請期間＞令和4年11月1日～令和5年1月31日

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-28-7862

（2）エネルギー価格高騰対策介護サービス事業所支援事業

コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受ける介護サービス事業所
を支援します。

＜支援金額＞福岡県の基準に合わせて算出

＜担当＞ 介護サービス課 TEL0946-22-1116

4 中小企業等支援（対象：事業者）

（1）朝倉市家賃支援金《事業終了》

《第1弾》国の家賃支援給付金、福岡県家賃軽減支援金の交付を受けた中小企業等への追加支援として、本市独自の家賃支援金を給付しました。

＜補助額＞ 法人：最大60万円
個人事業主：最大30万円

＜申請期間＞令和2年8月24日～令和3年3月16日

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-28-7862

→次ページへつづく



4 中小企業等支援（対象：事業者）

→前ページのつづき

《第2弾》緊急事態宣言の影響で、中小企業等に対する国月次支援金、福岡県月次支援金、福岡県感染拡大防止協力金のいずれかを受給した中小企業等に対して、令和3年5月、6月分の家賃支援を行いました。

＜補助率＞	飲食店等	（県協力金受給 酒類提供）	1 / 6
		（県協力金受給 酒類非提供）	1 / 3
＜補助率＞	飲食店以外	（国月次支援金受給）	1 / 3
		（国月次支援金受給 酒類販売）	1 / 6
		（県月次支援金受給）	1 / 3

＜申請期間＞ 令和3年6月28日～令和4年1月14日

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-28-7862

＜受付＞ 朝倉商工会議所 TEL0946-22-3835

朝倉市商工会 TEL0946-52-0021

4 中小企業等支援（対象：事業者）

（2）感染防止に取り組む中小企業等支援金《事業終了》

「新しい生活様式」の実践例に対応し、継続的に感染対策に取り組む中小企業等に対して事業費の一部を支援しました。

＜補助額＞ 上限10万円（1事業者につき1回に限ります。）

＜申請期間＞ 令和2年8月24日～令和2年11月30日

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-28-7862



4 中小企業等支援（対象：事業者）

（3）朝倉市中小企業等事業継続緊急支援金《事業終了》

緊急事態宣言再発出に伴い、売上が急減した商工事業者等の事業継続を下支えするため、支援金を給付します。

＜対象＞以下の全ての要件を満たす市内事業者

- ① 令和3年1月～令和3年3月の任意の1ヶ月の売上が前年もしくは前々年の対同月比で15%以上減少
- ② 福岡県緊急感染拡大防止協力金の給付対象（要請に応じない飲食店を含む）でない
- ③ 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付対象でない
- ④ 朝倉市の他の補助金等（令和3年3月補正予算分）を申請していない

＜補助額＞ 法人：20万円 個人事業主：最大10万円

＜申請期間＞令和3年3月29日～令和3年6月30日

＜受付＞ 朝倉商工会議所 TEL0946-22-3835
商工観光課 TEL0946-28-7862

4 中小企業等支援（対象：事業者）

（4）宿泊事業者支援《事業終了》

《第1弾》令和2年3月～令和2年5月の任意の1ヵ月の売上が、前年同月比15%以上減少した宿泊事業者に支援金（上限200万円）を給付しました。

＜申請期限＞令和2年6月30日まで

《第2弾》令和3年1月～令和3年3月の任意の1ヵ月の売上が、前年もしくは前々年の対同月比で15%以上減少した宿泊事業者に支援金（上限200万円）を給付（令和3年3月補正予算分の朝倉市の他の補助金等と重複受給不可）しました。

＜申請期限＞令和3年3月22日～令和3年5月14日

＜担当＞ 商工観光課 Tel0946-52-1428



4 中小企業等支援（対象：事業者）

（5）あなたの申請とどけ隊《事業終了》

売り上げが減少している事業所などへ支給される国の「持続化給付金」や福岡県の「持続化緊急支援金」等の申請をお手伝いする市独自のサポート会場を開設しました。

＜会場＞朝倉市役所 朝倉支所 1F 101会議室

＜期間＞令和2年7月31日まで（平日の9時～17時）

＜担当＞商工観光課 TEL0946-28-7862

（6）朝倉市中小企業経営緊急相談会《事業終了》

専門家（中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士等）による各種相談会（経営、休業、労働、雇用等）を実施しました。

＜担当＞商工観光課 TEL0946-28-7862

朝倉商工会議所 TEL0946-22-3835

朝倉市商工会 TEL0946-52-0021

4 中小企業等支援（対象：事業者）

（7）朝倉市持続化給付金《事業終了》

国の支援対象とならない売上減少率が前年同月比15%以上50%未満の中小企業等への給付金を給付しました。

＜給付金額＞法人10万円 個人5万円

＜申請期限＞令和2年7月31日まで

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-28-7862



（8）朝倉市オンライン合同企業説明会《事業終了》

コロナ禍により学校訪問や企業説明会の開催に支障をきたしている市内企業の支援を目的に、主に大学生を対象としてオンライン合同企業説明会を開催しました。

＜担当＞商工観光課 TEL0946-28-7862

4 中小企業等支援（消費喚起）

（1）プレミアム商品券発行

《第1弾：事業終了》プレミアム率20%のプレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化を図りました。

《第2弾：事業終了》プレミアム率30%のプレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化を図りました。

《第3弾：事業終了》プレミアム率30%（電子）20%（冊子）のプレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化を図りました。

《第4弾》プレミアム率20%（電子・冊子）のプレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化を図ります。

＜販売窓口＞商工会議所 TEL0946-22-3835

＜担当＞ 商工観光課 TEL0946-28-7862



4 中小企業等支援（消費喚起）

（2）あさくら・みらい飯《事業終了》

市内の飲食店に対して、クラウドファンディングによる支援をされた方にプレミアム付（市20%、事業者10%）食事券をお渡ししました。

＜担当＞商工観光課 TEL0946-52-1428

（3）あさくら泊覧会《事業終了》

市内のホテルや旅館に宿泊する観光客等の宿泊費を助成（3割以内 上限3,000円）し、観光振興につなげました。

＜担当＞商工観光課 TEL0946-52-1428

（4）あさくら修学旅行限定宿泊助成《事業終了》

新型コロナウイルスの影響を受けている修学旅行の実施に対して、朝倉市に宿泊する場合の宿泊費用助成（3割以内 上限3,000円）に加え、秋月博物館観覧割引や平塚川添遺跡公園での勾玉作り体験を無料にすることで、県内外から多くの修学旅行を誘致し、景気回復や関係人口増につなげました。

＜担当＞商工観光課 TEL0946-52-1428

5 農業支援（対象：農業生産者等）

（1）肥料高騰に対する緊急支援

国、県が実施するコロナ禍における肥料価格の高騰の影響を受ける生産者支援について、市も上乗せして支援します。

詳細については、市ホームページ等でお知らせします。

＜担当＞ 農業振興課 TEL0946-28-7863



（2）畜産飼料高騰に対する緊急支援

コロナ禍における畜産飼料価格の高騰の影響を受ける生産者を支援します。

詳細については、市ホームページ等でお知らせします。

＜担当＞ 農業振興課 TEL0946-28-7863

5 農業支援（対象：農業生産者等）

（3）収入保険加入支援

新型コロナウイルス感染症や、自然災害などによる農業生産者の収入減を一部補償する保険（収入保険）に加入する費用を補助します。

＜対象＞ 青色申告の対象者

＜補助額＞ 保険料から国庫補助を差し引いた額の1/3
（上限 個人：3万円 法人：11万5千円）

＜担当＞ 農業振興課 TEL0946-28-7863

（4）直売所を通じた農産物の魅力発信事業《受付終了》

《第1弾、2弾、第3弾》

宅配料500円キャッシュバック等により、地元農産物の魅力を発信し、販売が促進されることで農業生産者を支援します。

＜対象施設＞ 三連水車の里あさくら TEL0946-52-9100

ファームステーションバサロ TEL0946-63-3888

＜担当＞ 農業振興課 TEL0946-52-1427



5 農業支援（対象：農業生産者等）

（5）グリーンツーリズム支援《事業終了》

基幹産業である農業の活性化や農業を通じた交流を目指すグリーンツーリズム（農家民泊・教育旅行等の受入）を持続するため、朝倉市グリーンツーリズム協議会を支援しました。

＜担当＞農業振興課 TEL0946-28-1427

（6）花き・野菜等生産安定緊急支援《事業終了》

花き・野菜農家に対し、次期作に必要な種苗や生産資材に係る経費を福岡県花き等生産安定緊急支援事業に上乗せ助成（県交付額の1/2以内上限5万円）しました。

＜担当＞農業振興課 TEL0946-28-7863

6 子育て支援（対象：子育て世代）

（1）エネルギー価格高騰対策学童保育所支援事業

コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受ける学童保育所を支援します。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7566

（2）エネルギー価格高騰対策私立保育所支援事業

コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受ける私立保育所を支援します

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7566

（3）育児相談

育児相談は、子育て相談センター「あさくらっこ」でお受けします。

＜担当＞健康課 TEL0946-28-7340

子ども未来課 TEL0946-28-7568

6 子育て支援（対象：子育て世代）

（4）子ども未来応援給付金《事業終了》

原油・物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童（子育て世帯生活支援特別給付金の対象児童を除く）に一人あたり2万円を給付します。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7568

（5）子どもの給食支援《事業終了》

物価高騰の影響による小中学校・保育所の給食費の値上を抑制し、子育て世帯の負担軽減をはかるとともに、子どもたちに栄養価の高い給食を提供できるように取り組みます。

また、小中学校の令和4年12月～令和5年3月までの給食費を減免します。

＜担当＞教育課 TEL0946-22-2333

子ども未来課 TEL0946-28-7566

6 子育て支援（対象：子育て世代）

（6）妊婦さんの感染防止対策支援《事業終了》

妊婦さんが出産までの期間を安心して生活できるよう、市で購入したマスクや消毒液の配布と併せて、感染症等に関する情報を提供し、感染防止対策を支援します。

＜担当＞健康課 TEL0946-22-8571

（7）臨時特別出産祝金《事業終了》

令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた赤ちゃんに、お祝い金一人あたり5万円を給付しました。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7568

6 子育て支援（対象：子育て世代）

（8）学童保育所保育料減免《事業終了》

《令和2年度》自粛要請に協力いただいた保護者（世帯）について、令和2年4、5月分の保育料を日割りで減免しました。

《令和3年度》自粛要請に協力いただいた保護者（世帯）について保育料を日割りで減免しました。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7566

（9）保育所及び認定こども園（保育所部分）の保育料減免《事業終了》

《令和2年度》市から家庭保育の協力依頼を受けて保育所等を休園した場合について、令和2年4月14日～令和2年5月30日分の保育料を、日割りで減免しました。

《令和3年度》感染、感染疑い、濃厚接触等の理由で、登園回避にご協力いただいた場合の保育料（令和3年4月1日～令和4年3月31日分）を日割りで減免しました。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7566

6 子育て支援（対象：子育て世代）

（10）子育て世帯への臨時特別給付金《事業終了》

子育て世帯を支援するため、支給対象となる市民に、1人あたり10万円を給付しました。

＜対象＞

- ①令和3年9月（令和3年9月生まれの児童は10月）分の児童手当受給者
- ②基準日（令和3年9月30日）において、高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を養育している人
- ③新生児（令和3年10月1日～令和4年3月31日までの間に出生）を養育している人

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7568

※その他、詳細は、広報紙、市ホームページ等で順次お知らせします。

6 子育て支援（対象：子育て世代）

（1 1）子どもの食を応援《事業終了》

家庭で食事をする機会が増えたことによる負担への支援として、児童扶養手当、就学援助を受けている世帯の子ども一人あたりに朝倉産のお米10kg分の引換券をお届けしました。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7568
教育課 TEL0946-22-2333

（1 2）ひとり親世帯臨時特別給付金《事業終了》

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給しました。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7568



（1 3）子育て世帯への臨時特別給付金《事業終了》

児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金（子ども一人あたり1万円）を給付しました。

＜担当＞子ども未来課 TEL0946-28-7568

7 教育支援（対象：小中学校の児童生徒・市内高校）

（1）IT教育推進

GIGAスクール構想に必要な基盤を整備しました。

今後、ICTの活用により、子どもたちの学習環境を充実させます。

＜担当＞教育課 TEL0946-22-2333

（2）学習支援《事業終了》

小中学校の児童生徒への学習支援を行うため、学習支援員及びスクール・サポート・スタッフを配置します。

＜担当＞教育課 TEL0946-22-2333



7 教育支援（対象：小中学校の児童生徒・市内高校）

（3）市内小中学校修学旅行支援《事業終了》

《令和2、3年度：事業終了》市内小中学校の児童生徒が、安心して修学旅行に参加できるように、使用するバスの増台分経費を支援しました。

《令和4年度》新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による修学旅行のキャンセル料等を支援します。

＜担当＞教育課 TEL0946-22-2333

（4）感染防止対策のための公共施設利用支援《事業終了》

朝倉高校、朝倉東高校、朝倉光陽高校が、密を避けながら行事等を行うことを目的として、市の公共施設を利用する場合に支援しました。

＜対象施設＞総合市民センター

朝倉地域生涯学習センター

杷木地域生涯学習センター

＜担当＞総合政策課 TEL0946-28-7593



8 地域公共交通の維持・確保（対象：交通事業者）

（1）鉄道・路線バスの維持・確保

《第1、2、3弾：事業終了》

《第4弾》コロナ禍において原油・物価高騰の影響を受ける鉄道や路線バス等、市内を運行する公共交通を支える事業者を支援します。

＜担当＞防災交通課 TEL0946-28-7556

（2）交通事業者支援

《第1、2、3弾：事業終了》

《第4弾》コロナ禍において原油・物価高騰の影響を受ける交通弱者の移動手段を確保するため、タクシーや貸切バス事業者を支援します。

＜担当＞防災交通課 TEL0946-28-7556



9 特別定額給付金（対象：市民）

《事業終了》令和2年4月27日現在で朝倉市に住民票がある市民に、令和2年5月29日から随時給付を行いました。

＜給付額＞ 一人あたり10万円を給付

＜申請方法＞市が各世帯に郵送する申請書またはオンラインで申請

＜申請期間＞令和2年5月14日～令和2年8月14日

＜担当＞ 特別定額給付金対策室
TEL0946-22-1111

